

第135号

2013. 2. 15

ながの 社会福祉士会 NEWS



■発行：社団法人長野県社会福祉士会 ■会長：関 裕 一
 ■事務局：〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館 6 F
 TEL：026(266)0294 E-mail：hope@nacsww.com
 FAX：026(266)0339 http://nacsww.jp/ ■編集：広報編集委員会

目次

巻頭言	1	福祉まるごと学会&総会	7
特集 つなぐ！社会福祉士	2～5	長野県地域生活定着支援センターの活動から	8
予告 第21回日本社会福祉士会全国大会 岩手大会	6	今後の予定	8
高齢者虐待対応現任者研修を開催！	6	編集後記	8

巻頭言

これからの社協マン

佐久市社会福祉協議会 会長 金川 洋
(社会福祉士・会員番号239)

社会福祉協議会（以下、社協という。）が中央慈善協会として誕生したのは明治40（1907）年、現在の組織の原型は昭和26（1951）年に社会事業法で規定された中央社会福祉協議会とされている。それから社協は大きく変質してきている。あるいは社協を取り巻く環境が変化したとも言える。かつては、NPOも一般社団・公益社団等も存在しなかったし、市民による地域福祉事業も活発ではなかった。また、社協は行政から財政面の支援を受ける必要があり、併せて人的支援をも受ける立場で、加えてその多くが介護保険等の事業所となったことで、民間の自由な組織運営の良さが減り、制度優先の組織運営になってきたように思われる。

行政は、事業の目的を明確にし、ルールや予算を定め、その通り実行していく優れた組織である。しかし、人の生活は規則や予算の通り行われるものではない。行政的組織は融通無碍な現象をフォローしていくには不向きである。民間で重要なのは、予算ではなく決算であり、規則通り執行することではなく市民（利用者）を満足させることである。そのため、民間企業は予算や規則以上に市民のニーズに目を向け、市民生活に合わせる努力を行い、自らを変革していく努力をしている。

社協は、行政が不得手とする制度化されていない地域福祉を担っており、また社会福祉協議会基本要項により「住民主体」の原則が明確にされている。制度に目を向ける以前に、市民のニーズに目を向けなければならない。そして、市民の自発的な地域福祉事業を支え、つなげていくべき存在である。即ち、「福祉コミュニティーづくり」であり、それを担うのは、当然「社協マン」である。

かつて、「社協マン」は地域福祉の高度な専門家として誇り高い地位を保ってきた。それは、既存の制度福祉に頼らず、障害別の個別ニーズだけに対応するのではなく、地域全体の福祉力に着目し、創意工夫を凝らし、広義の福祉的ニーズに総合的に応えるべく努力してきたからであろう。

社協は現在でも多くの社会福祉士が働く場でもある。確かにソーシャルワーカーの機能を発揮すべき最適な職場とも言える。だからこそ、我々社会福祉士は自らに問う必要がある。制度や規則のみを重視する「福祉屋」になっていないかどうか、をである。社協で働く社会福祉士が目を向けるべきは、制度や規則では適わない部分であり、人々のニーズを発見し、対応方法を模索することである。

そのためには制度や規則を知る必要がある。加えて、その現状、他所での対応方法、工夫などの情報を入手しなければならない。専門職は、自らの職能団体に参加し、研修に取組み、情報を交換し、相互に切磋琢磨することが、生涯の義務とされる所以である。

我々は制度を後追いするのではなく、制度を変革し、作っていく専門職になりたいものである。

（「社協マン」は、男性だけを意味するものではありません。「社協パーソン」では語呂が悪いので、何か別の良い表現はないでしょうか。）

特集 つなぐ！社会福祉士

～私たちの生活や地域の中には、福祉的な支援を必要とすることがあります～

社会福祉士は、様々な分野、職場、地域で活躍しています。

例えば…



福祉施設

特別養護老人ホーム、老人保健施設、障がい児・者の施設や児童養護施設等の相談員として利用者や家族に寄り添います。



医療機関

患者さんやその家族の方の抱える課題に寄り添い、他の機関や専門職と連携し、地域や家庭において自立した生活を送ることができるようにメディカルソーシャルワーカーとして支援します。

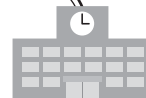
行政・社会福祉協議会



市町村の福祉事務所、社会福祉協議会などでケースワーカーや支援員などとして福祉サービスに結びつめます。

学校

スクールソーシャルワーカーとして子どもやその家庭を支援します。



社会福祉士

ケアマネジャー

高齢者や障がい児・者の生活を支えるために必要なサービス調整や支援計画（ケアプラン）の作成、関係機関との調整等を行います。



成年後見人

判断能力が不十分な高齢者や障がい者などの成年後見人として、身上監護や財産管理を通して、権利擁護を行います。



地域包括支援センター

高齢者や介護者の総合相談・権利擁護などに関する相談を受け、支援しています。また、地域包括ケアの拠点として活動しています。



などなど

様々な分野で活躍する会員（社会福祉士）の業務や職務内容などについて『特集』として掲載します。初回となる今号では、“社会福祉協議会”で働く会員から仕事の内容や取り組んでいることなどについて寄稿いただき、紹介をします。

紹介しきれない内容や詳しい業務内容などについては、各地区活動で実施している学習会や各種研修、本会の活動に参加しながら、会員とのネットワークを構築して、直接お聞きください。

「一斉送信メール」の登録を!!

昨年1月から、会員を対象に「一斉送信メール」を始めています。研修案内や地区活動など事務局からの連絡を登録されたメールアドレスに送信します。まだ、登録されていない会員は、早めの登録をお願いします。登録方法は、本会ホームページをご覧ください。



社会福祉協議会とは…

社会福祉協議会は、社会福祉法（第109条・第110条）に基づいて、全ての都道府県と市区町村に設置されている民間の社会福祉団体です。

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法第74条において、社会福祉を目的とする調査、総合的企画、連絡調整や助成、普及、宣伝を行なう団体としていましたが、平成12年の社会福祉法への大幅な改定により、“地域福祉の推進を図ることを目的とする団体”として法的に明確な位置付けがされました。

地域の中では「社協（しゃきょう）」と呼ばれることが多く、誰もが住み慣れた家庭や地域社会で生きがいを持ち生活ができるように、住民や社会福祉関係団体、行政などの協力や支援を受けながら、福祉の向上を図ることを目的として活動をしています。

また、社協は“地域福祉の推進に向けた中核的役割”を担っており、地域住民や社会福祉関係者の参加によって、様々な活動を展開しています。

よく見かける社協のシンボルマークは、昭和47年に公募により制定されたもので、社会福祉及び社会福祉協議会の「社」の字を図案化し、“手を取り合って、明るいしあわせな社会を建設する姿”を表しています。この社協において本会の会員が地域住民や社会福祉関係者等と連携し、日々活動し、活躍をしています。



	改正前（社会福祉事業法）	改正後（社会福祉法） ※現在
組織構成・性格	<ul style="list-style-type: none"> ○市区町村・都道府県社協 ・社会福祉事業又は更生保護事業を営む者を中心とした事業者組織 	<p>【社協の性格を明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市区町村社協 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、社会福祉事業又は更生保護事業を営む者、ボランティア団体、NPOなどにより構成される地域の公益的、自立的組織 ○都道府県社協 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会福祉協議会、社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の協議会組織 <p>※地域福祉の主要な担い手である社協に、事業者だけでなく、住民活動を行う住民などが参加することを明確化</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市区町村・都道府県社協 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業に関する調査・企画・連絡調整・普及宣伝 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ○市区町村社協 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業の企画・実施 	<p>【権利擁護など公益的な事業の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市区町村社協 <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供、総合相談、権利擁護などの適切なサービス利用を支援するための事業を新たに追加 ○都道府県社協 <ul style="list-style-type: none"> ・研修、経営指導などのサービスの質の向上に資する事業の拡充 ・情報提供、総合相談、権利擁護などの事業の新たな実施（市区町村社協と共同） <p>※一般の事業者に期待できない分野の事業を行うことを役割に明確化</p>
広域化推進	市区町村を単位に設置	<p>広域的事業の実施、経営基盤強化のため、複数の市区町村を範囲とする社協の設立を可能とする</p> <p>※小規模町村において社協は介護保険事業等の担い手として期待</p>

※わかりやすい社会福祉法（2001年・中央法規出版）から抜粋

ボランティアコーディネーターとは??

伊那市社会福祉協議会 福田 幸穂さん



社会福祉士としてのモットー

まずは、ボランティア活動をしたいと思う方の気持ちを尊重すること。そして、活動先と円滑な関係が築けるようコーディネートできるように心がけています。

■ 業務内容

～こんなことをしています！～

ボランティア活動を啓発・推進、そして、継続していけるように以下の業務を行っています。

- ①ボランティアに関する、講座や研究会を行い、ボランティアの育成を図っています。
- ②ボランティア活動者に対し、活動先の紹介や、活動中の悩み事の相談・支援を主としています。
- ③利用者からのボランティア要請・相談、施設などからのボランティアの要請などを、ボランティア活動者につなげる、ボランティアのコーディネート業務を行っています。
- ④ボランティア保険事務
- ⑤子どもたちにも福祉を身近に感じてもらったり、興味を持ってもらうために福祉教育を展開しています。
- ⑥ボランティア活動の拠点になるように、ボランティア室の管理を行っています。

■ 支援の視点

～こんなことに気を付けて携わっています！～

ボランティアに今までかかわったことがない人には、ボランティア活動がとても楽しい活動だということが伝わるように心がけています。ボランティア活動者の方には、共に学ぶという姿勢を大切に、それぞれの活動の目的や信念に寄り添いながらサポートしたいと思っています。

■ 会員に向けて

～伝えたいこと、お願いしたいこと～

福祉に携わっている方は、ボランティア活動をしている方が多いと思いますが、まだ、参加したことがない方は、是非活動してみてください。今までとは、また違った視点を発見し、ご自身の活動も広がるのではないのでしょうか。

地域福祉の推進に向けて！

山形村社会福祉協議会 桐原 麻美さん



社会福祉士としてのモットー

地域の課題に対して、既存のサービスだけでなく、ソーシャルアクションを起こしながら課題解決に取り組んでいけるところが業務をおこなっていても面白みのある部分であると思います。社会福祉士として様々な相談を受ける中から、その人とその地域にあった援助をしていけるとよいと思います。

■ 業務内容

～こんなことをしています！～

ボランティアコーディネーター、生活福祉資金、福祉活動専門員や日常生活自立支援事業の他に幅広く担当しています。

特に今年度は、来年度新規事業を立ち上げるための準備として、障害者就労・生活支援の取り組みをしています。「ぼぼねっと企画」という組織を地域の方や地元の企業、大学と立ち上げ、コミュニティビジネスについてさまざまな取り組みに挑戦しています。「フランス鴨の飼育」「ひまわりの種むき」「ブルーベリー狩り」「畑作業」等の活動を通して、今関わっている山形村の障がい者の方々の得意なこと、できることを生かした作業を模索中です。数年間取り組んできた結果、拠点ができることになったので、山形村の障がい者の方々が安心して生活できるよう頑張っています。

■ 支援の視点

～こんなことに気を付けて携わっています！～

この新規事業は制度を使わずに、村の補助を受けながら独自事業として取り組む予定です。制度の枠にとらわれず取り組みの幅が広がることで、より利用者の方一人一人の生活を大切に考えていきます。また、地域の方と一緒に様々な事業へ取り組んでいきたいと思っています。

■ 会員に向けて

～伝えたいこと、お願いしたいこと～

個別援助と組織の力を生かし、社会福祉協議会全体で地域の方一人一人に対して関わり、誰もが安心して生活できる環境作りについて考えていけるようになると思います。

皆さんもそれぞれの場で頑張りましょう。

日常生活自立支援事業とは??

坂城町社会福祉協議会 北村菜美子さん



社会福祉士としてのモットー
心身ともに“余裕”をもつ

■ 業務内容

～こんなことをしています！～

日常生活自立支援事業とは、認知症や知的・精神障害等により、判断能力が十分でない方々の生活を支援する事業で、金銭管理と保健・医療・福祉サービスの利用援助が主な支援です。金銭管理では、本人の収入と支出のバランスを見て、安定した生活が送れるように支援をします。本人の代わりに預貯金の払戻、各種支払いの代行、それに伴う諸手続き（口座振替や振込など）を行います。その他、商店や薬局、医療機関に支払いについて連絡をとり、滞納がある場合は相談員や担当者と分割払いの交渉をします。

また、本人の心身の健康や望む生活を踏まえ、必要に応じて保健・医療・福祉サービスの利用につなげ、本人が利用できる制度があれば手続きの代行等を行います。支援過程で関係者・関係機関とのネットワークが築かれ、本人を取り巻く環境（フォーマル・インフォーマルサービス）が厚くなり、本人にとって住みやすい地域になっていけばと思っています。“お金”は生活していく中で必要不可欠なものです。「できれば他人に管理されたくない」「預けることが不安だ」という利用者の気持ちを忘れずに、利用者の同意を得ながら、本人の安定した生活を支援することを目的として取り組んでいます。

■ 支援の視点 ～こんなことに気を付けて携わっています！～

相談者（利用者）に対しては、まずは信頼関係を築くこと。そのためにきちんと相手の話（訴え）を聴くことを心がけています。そのうえで、社会福祉士として自分にできることは限られているので、できないことを相手に伝え、必要に応じて他の専門機関につなげる。その場合も何かあればいつでも相談にのる旨を伝えます。また、相談者により適切な情報を伝えられるよう他機関とのネットワーク作りにも気を付けています。

■ 会員に向けて ～伝えたいこと、お願いしたいこと～

社会福祉士として相談業務に就いて6年が過ぎました。まだまだ一人前にはなれていないので、会員の皆様からのご指導ご鞭撻の程、よろしく願いいたします。

生活福祉資金(生活資金)とは??

池田町社会福祉協議会 有田 和美さん



社会福祉士としてのモットー
いつでも、どのような相談でも笑顔でお受けします。を目標に頑張ります!!

■ 業務内容

～こんなことをしています！～

池田町社協独自の生活資金の貸付けを担当しています。自立支援を目的とした貸付けですが、「現在の手持ち金が数百円しかありません…」などの本当に生活に困っている相談の方もいらっしゃいます。貸付け可能の世帯であれば、とにかく迅速に対応し、まずは食やライフラインの確保ができるように支援しています。

収入が少ない世帯への貸付けなので、返済が順調にいかない事も多々あり苦労しますが、返済への相談を通して、貸付け世帯の支援ができればと思います。また、収入の範囲で生活する事が難しい方もいるので、そのような場合は金銭管理サービスや日常生活自立支援事業へつなげるようお話をさせていただいています。（皆さん、なかなか首を立てにはふりませんが…）

■ 支援の視点

～こんなことに気を付けて携わっています！～

住み慣れた池田町で、安心して暮らし続けていただくには、どうしたら良いかをその方やその方を囲む方々と一緒に考えて行かれればと思っています。まだまだですが(^_^;)…



予告

今年は岩手！

第21回 日本社会福祉士会全国大会(社会福祉士学会) —— 岩手大会 ——

テーマ：共生社会の創造「参加と自立を実現する地域社会とは」

日 程：2013年7月6日(土)～7日(日)

会 場：盛岡地域交流センター（マリオス）（盛岡市盛岡駅西通2-9-1）

参加費：9,000円（会員）

2011年3月に起きた東日本大震災の復興支援に向けて、日本福祉士会の会員がいち早く、全国から多数駆け付け、岩手県被災市町村の地域包括センターを中心とする行政機関及び各種福祉機関にご援助ご支援を賜ったことに対するお礼の大会とするとともに、より複雑化・多様化する福祉課題の解決を目指し、新たな実践モデルを確認する大会と位置づけています。

本大会開催目的のひとつには、社会的排除の観点から、出自、障がい、性別、地位などに関係なく、暮らしやすい社会作りを推進するために果たすべきソーシャルワーカーの役割を関連する職種と連携しながら確認します。また、ソーシャルワーカーの災害支援から見てきた、課題、展望などから、災害支援における岩手県版として実践モデルを表示するものです。

さらに、本大会では、専門職による多様な課題解決手法を紹介いただきながら暮らしやすい地域社会の構築について考えて行きます。日本福祉大学社会福祉学部 平野隆之教授には、トップダウン方法による支援と市民活動を中心としたボトムアップ方式による支援の違いを基調講演でお話いただく予定です。

共生社会に必要とされるころの平穏について、世界文化遺産に登録された平泉の毛越寺執事長により平泉における宗教的背景をお聞きすることとなっております。「参加を自立を実現する地域社会の創造」「災害ソーシャルワーカーの実践モデル」など、みちのくいわてで語り合しましょう。“分科会発表者募集” “大会申込” など詳しくはホームページ <http://www.iwate-csw.or.jp/> をご覧ください。

***** 高齢者虐待対応現任者研修を開催！ *****

2012年12月7日、13日の2日間に渡り、長野県健康福祉部健康長寿課主催により、本会と長野県弁護士会所属弁護士との協働で、長野県高齢者虐待対応現任者研修が開催されました。

研修会には、100人を超える市町村及び地域包括支援センターの現任者が集まり、高齢者虐待防止法の理解や虐待発生時の対応方法、初動体制から終結に至るまでの一連の流れを理解しました。

高齢者虐待防止法は平成18年4月に施行された高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき、市町村の責務によって対応がなされる権利擁護支援の要ともなるものです。初動対応が遅れることで、高齢者の生命にも関わる重要なものであり、また市町村では対応過程における判断や対応に対する情報公開、国賠訴訟へも応じられるための記録や判断根拠が求められてきます。

本会では、福祉テラス委員会を中心として引き続き、県、弁護士会との協働で高齢者虐待対応専門職チームの創設や研修プログラムの調整、実施を検討していきます。

なお、厚生労働省では高齢者虐待防止法に基づく全国の市町村（1,742箇所）、都道府県に対して実施した平成23年度における対応状況調査の結果をホームページで公開していますので、ご覧ください。

【厚生労働省URL】 <http://www.mhlw.go.jp/>

併せて、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室から各都道府県及び市町村に対して、日本社会福祉士会が開発し、全国で実施している高齢者虐待対応現任者標準研修（3日間）の活用により現場における対応力強化を図るよう通知が発信されています。



福祉まるごと学会&総会



“あなたの『居場所』を守りたい！”

～ 虐待や権利侵害に気づくには～

日時：平成25年3月9日(日) 午後1時00分～午後3時30分

場所：茅野市文化会館 2階会議室（茅野市宮川4552-2）

内容：○基調講演 「児童虐待から見える家族の問題」

講師：CAPS・すわ代表・臨床心理士：宮原 規夫 氏 ～

○シンポジウム 「虐待や権利侵害に気づくには」

シンポジスト：宮坂 千実 氏 CAPS・すわ 理事 元家庭相談員（児童）
 中野 仁 氏 介護老人保健施設 虹の森・会員（高齢者）
 鮎沢 一樹 氏 諏訪市社会福祉協議会・会員（地域支援）
 勝又小百合 氏 喬木悠生寮・会員（障害） ※コーディネーター
 宮原 規夫 氏 CAPS・すわ代表 臨床心理士 ※助言者



立春を過ぎて、少しずつ日差しに『春』が感じられるようになりました。この冬、諏訪湖は2年連続で『神の恋路』と呼ばれる御神渡が現れ、訪れる方の心に浪漫と絆への思いを誘っています。

さて、現実に戻ると私たちは、家族・地域・職場・社会…様々な場所で、周囲と関わりながら生きていますが、“そこ”には、虐待や差別・偏見などによって自分の居場所を失う方や自立した生活を阻害されている方がいます。

とりわけ各種の「虐待」は、その人が望む居場所や生活を失わせる可能性があり、支援者は権利侵害の視点を持って、対応していくことが望まれています。

“そこ”が誰にとっても『心地よい居場所』であるために…そして『心地よい居場所』を守る立場の社会福祉士として、学ばねばならないことがあります。

障害者虐待防止法が施行された、平成24年度の《福祉まるごと学会》では、「児童」「障害」「高齢」「配偶者からの暴力（DV）」と、虐待・暴力に対する法がまた一つ整備されたこの機会に、あらためて虐待の実態を紹介していただきながら、私たちが暮らす様々な『場』で起こる権利の問題を取り上げます。



【会場案内】

- JR茅野駅 東口から徒歩約7分
- 中央自動車道 諏訪1Cから車で約10分
- 会場前に駐車場がありますが、台数が限られているため、乗り合わせ又は公共交通機関のご利用をお願いします。



まるごと学会終了後は…定期総会が開催されます！

～決議には、会員総数に応じた定足数が必要となります～

広報紙に同封した議案書をご確認の上、出欠の返信を2月25日までに事務局にご提出ください。

なお、総会に欠席される会員は、必ず2月25日までに書面表決書又は委任状を事務局に提出してください。

書面表決書又は委任状を紛失された方は、本会ホームページ (<http://nacs.jp/>) からダウンロードしてください。

総会開催時間：午後4時00分～午後5時30分（予定）

総会終了後は懇親会を予定しています。

時間：18時30分～

場所：わいわいハウス
 （茅野市ちの2934-2）
 TEL：0266-72-7451

会費：3,000円程度（予定）

※申込は当日会場にて！



…と、打ち上げましたが、参加者が少ないと『ものすごく悲しく』なります。

奮ってご参加いただき、先ずは、学会の準備に動いているスタッフを悲観の淵から救ってくださいね～！

長野県社会福祉士会 諏訪ブロック



長野県地域生活定着支援センターの活動から

寒さも一段と厳しくなり、活動が冬眠？までいかないにしても鈍るからでしょうか、内に籠って勉強、ということで1月、2月は研修会続きです。

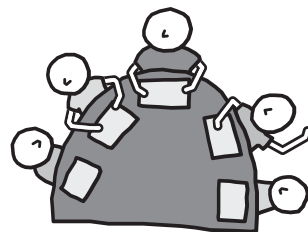
大きなものとして、1月16、17日に全国地域生活定着支援センター協議会主催の『現任者スキルアップ研修』がありました。地域生活定着支援センター職員はもちろん、矯正・更生保護に関わる人・行政関係・福祉支援をされている方々・一般の方など総勢約600人も参加者が全国から集まり、1日目は「センターの今後の課題・機能強化と連携をめざして」をテーマに、2日目は「高齢」「障がい」「依存症」「少年院」の4分野に分かれて各々の支援業務の実情と展望を伺いました。支援内容・進度そして社会資源・環境も地域によって異なるので、そのまま自分達の支援に取り入れることは無理でも、この貴重なアドバイスを参考に自分たちなりの支援が構築できるようにめざしたいと心新たにしました。

その後の情報交換の場では、同じ方向を目指す人たちとネットワークを作ったり、悩みを共有しあったり、触発されたり、元気をいただきました。

※詳しくは全国地域生活定着支援センター協議会ホームページ (<http://zenteikyo.org/>) をご覧ください。

冬は暖かい布団から出るのは億劫ですが、“ずく出せば三文、いえいえそれ以上の徳”が外にはあるな、と実感です(^)/

<地域生活定着支援センター>



今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ (<http://nacs.jp/>) をご確認ください。

日程	時間	場所	内容
2月23日(土)	13:30~16:40	松本市勤労者福祉センター	地域包括ケア実務研修 「社会福祉士の役割を再考する～地域包括支援センターでの実践を通して～」
2月28日(木)	19:00~20:30	伊那市福祉まちづくりセンター	『認定社会福祉士について～より詳細に～』
3月2日(土)	時間未定	長野大学	新人社会福祉士スキルアップ研修
3月9日(土)	13:00～	茅野市文化会館	福祉まるごと学会及び総会

◎ 入会状況 (平成24年12月末現在) * 会員数：936名 * 新入会員累計：57名 * 入会率：35.22%



編集後記

今号の『特集』は“社協”でした。佐久市社協の金川会長さんが『巻頭言』の最後に「我々は制度を後追いつけるのではなく、制度を変革し、作っていく専門職になりたいものである」と括られています。私も“社協マン”“社会福祉士”のひとりとして、住民ニーズに目を向け、柔軟に対応していくために研鑽していきたいと思います。そして、『社協が生き残りをかける』ではなく『住民から必要とされる社協になる』ことに価値を置き、今後も働いていきたいと思っています。(伊藤)